

# 大口定期預金

平成 24年 12月 10日 現在

商品名		自由金利型定期預金
	(愛称)	大口定期預金
販売対象		法人および個人の方。
期間		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定型方式 1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年</li> <li>・ 満期日指定方式 1ヶ月超5年未満</li> <li>・ 定型方式の場合は預入時の申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）をご利用いただけます。</li> </ul>
預入方法	預入方法	一括預入
	預入金額	1千万円以上
	預入単位	1円単位
払戻方法		満期日以後に一括して払い戻しいたします。
利息	適用金利	預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用いたします。
	利払方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。</li> <li>・ 預入期間2年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年毎の応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。</li> </ul> <p>なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算いたします。</p> <p>※中間利払が支払われた後、満期前中途解約を行った場合、支払済の中間払利息が中途解約時支払利息を上回ることがあります。 このような場合、中途解約時に支払済中間払利息を元金から精算していただくこととなります。</p>
	計算方法	付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
税金		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人は20%の源泉分離課税が適用されます。（マル優をご利用の場合は除きます。） 平成25年～平成49年の間、「復興特別所得税」が付加された20.315%の源泉分離課税が適用されます。</li> <li>・ 法人は総合課税が適用されます。</li> </ul>
手数料		——
付加できる特約事項		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率）</li> </ul>
中途解約時の取扱い		<p>満期日前に解約する場合、以下の中途解約利率により計算した利息とともに払い戻しいたします。</p> <p>◆ 預入日の1ヶ月後の応答日の前日までに解約する場合</p> <p>次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により利率が0%を下回るときは0%とします）のうち、最も低い利率を適用いたします。</p> <p>A. 解約日における普通預金の利率</p> <p>B. 約定利率 — 約定利率×30%</p> <p>C. 約定利率 — <math>\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math></p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書（通帳）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当組合所定の利率をいいます。</p> <p>◆ 預入日の1ヶ月後の応答日以後に解約する場合</p> <p>次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式により利率が0%を下回るときは0%とします）のうち、いずれか低い利率を適用いたします。</p> <p>A. 約定利率 — 約定利率×30%</p> <p>B. 約定利率 — <math>\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}</math></p>

次頁に続く

前頁から続く

<b>金利情報の入手方法</b>	店頭備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。
<b>苦情処理措置・ 紛争解決措置</b>	<p>・ 苦情処理措置</p> <p>ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。</p> <p>【窓口：「お客さまご相談窓口」】 0120-999-349 受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および金融機関の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス <a href="http://www.keiji-shinkumi.net">http://www.keiji-shinkumi.net</a></p> <p>・ 紛争解決措置</p> <p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記「お客さまご相談窓口」または下記窓口までにお申し出ください。</p> <p>【窓口：(社)全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：午前9時～午後5時 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1 （全国信用組合会館内）</p>
<b>その他参考となる事項</b>	<p>・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。</p> <p>・ 預金保険制度の対象預金であり、1金融機関につき預金者1人あたり、決済用預金以外の対象預金を合算して、元本1千万円までとその利息等が保護されます。</p>